

商 品 名	ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」	
対 象	祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満の方	
対象となる預金	普通預金（教育資金管理特約を締結していただきます）	
お預け入れ金額	1,500万円以内(1円単位) ※預金利息は預入限度額に含みません。	
お預け入れ期間	2013年12月24日(火)～2023年3月31日(金)	
適 用 利 率	普通預金店頭表示金利	
預 入 形 態	普通預金一般通帳	
手 数 料	無料	
利 息	利 払 方 法	毎年2月と8月の当行所定の日はこの預金へ組み入れます。
	計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
	課 税	20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
お 預 入 方 法	○お近くのごうぎん窓口でご入金ください。 ○贈与契約後2ヶ月以内にお預入れください。	
お 引 出 し 方 法	○お近くのごうぎん窓口で、随時お引出しいただけます。 ○教育資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出ください。	
解 約	下記のいずれかの早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます。 ※ 通常の普通預金口座として引続きご利用いただくことはできません。 ①預金者(お孫さま等)が30歳になられた場合 ※2019年7月1日以後在学中である場合、条件を満たせば、40歳までご利用いただけます。 ②預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合 ③残高が0となり、預金者(お孫さま等)から口座解約の申出があった場合	
ご 注 意 いただきたいこと	1. お子さま等がすでに他の金融機関で「教育資金贈与口座」を開設されている場合は当行でのお申込はできません。 ※お子さま等1人あたり1金融機関(1店舗)の開設に限定されています。 2. 教育資金として使われなかった資金は贈与税の課税対象となります。 3. それぞれの所定の期限までに領収書等の提出がない場合は贈与税の課税対象となります。 4. 贈与を行う年の前年の受贈者(子供・孫等)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は非課税措置の対象外となります。 5. 預入期間中に贈与者が亡くなられた際に教育資金の支払に充てられていなかった残額がある場合、当該残高は贈与者から相続または遺贈したものとみなされ、	

商品概要説明書

2021年4月1日現在

	相続税の課税対象になります。また、相続税の2割加算の対象となる場合があります。
取扱店舗	全店
その他	本口座は下記のお取引はご利用いただけません。 ・口座振替・振込入金・キャッシュカード・インターネットバンキング
金利情報の入手方法	窓口までお問い合わせください。
当行の苦情・相談窓口	カスタマーセンター(フリーダイヤル 0120-315180) 受付 9:00～17:00 (ただし銀行休業日は除きます)
当行が契約している指定紛争解決機関および連絡先	指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109または03-5252-3772 受付 9:00～17:00(ただし銀行休業日は除きます)

株式会社 山陰合同銀行 商品概要 Y045 (2021.4改)<2021.4>